

騒音・振動について

騒音規制法、振動規制法及び関係法令による規制基準など、次に該当するものについては手続きが必要です。また、規制基準を遵守してください。

手続きに関する詳細は、下記のURLをご覧ください。

<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/19/souonshindouitiran.html>

1 騒音規制法・振動規制法による特定施設

特定施設に該当する場合は、届出書を工事開始日の30日前までに提出してください。また、規制基準を遵守してください。

2 騒音規制法・振動規制法による特定建設作業

特定建設作業に該当する場合は、実施届を当該特定建設作業開始日の7日前までに提出してください。また、規制基準を遵守してください。

3 騒音に係る環境基準を達成できる騒音防止のための構造・施設としてください。

4 深夜（午後11時から翌日午前6時まで）において飲食店営業等の施設から基準を超える騒音を発生することは禁じられています。また、都市計画法第8条に基づく近隣商業・商業・準工業・工業地域を除いては、深夜における飲食店営業等の施設においてカラオケ装置等の音響機器は、発生する音が営業施設の外部に漏れない措置を講じない限り使用できません。

5 中央道沿線に建築する場合は、中央道からの騒音・振動対策に配慮してください。

6 湯沸かしボイラー、エアコン等の室外機から発生する騒音による近隣への影響が予想されるため、防止対策を講じてください。

7 騒音等により近隣の居住者に支障のおこらないように配慮してください。

過大なエンジン音、音響装置、楽器の音などは、直ちに騒音規制法の対象となることはありませんが、ご近所の迷惑とならないようにご注意願います。

問い合わせ先

環境課 環境保全係 電話 22-4511 内線 5463